三井寺の公胤について（上）

―法然・栄西・道元・公暁と関わった天台僧―

舘　隆志

はじめに

鎌倉時代に、日本に禅を伝来し、曹洞宗の開祖とされる道元禅師（以下尊称略、一二〇〇～一二五三）が、入宋し宋朝禅に触れるまでの日本国内における参学の過程において、道元に重要な視点を与えた僧侶の一人として、近江（滋賀県）の三井寺（園城寺）の公胤（一一四五～？）という学僧が存している。古来より、曹洞宗において、この参学の過程は重要視され、多くの考察が行なわれてきている。実際に『正法眼蔵随聞記』に、「故胤僧正云、道心ト云ハ、一念三千ノ法門ナンドヲ胸中ニ学シ入テ持タルヲ道心ト云也。」[1]と公胤の記事が見られ、諸伝記にも一致して、公胤への参学の記事が見られるため、参学の時期や、経緯などが問題となり、多くの論考がなされている。しかしながら、その考察は、あくまで道元と公胤との相見に限ったものとして扱われ、公胤その人についての考察が具体的になされたことはこれまで皆無であった。

かつて筆者は、道元の門弟である寒巌義尹（一二一七～一三〇〇）の生誕の考察[2]を行なった際に、義尹の祖父とみられる霊鷲院公雅（一一四三～一二二〇）と、道元の参師である公胤に、いくつかの接点が存することをつきとめた。そこで、本稿においては、古記録に見られる公胤その人の伝記の検証や、公胤と関わった人物について考察を試みておきたい。

公胤の伝記資料

公胤の伝記は園城寺関係の資料にいくつか見出される。その中でも、『寺門伝記補録』[3]に記される内容が最も詳しく、ほかに『寺門記』[4]と『園城寺長吏次第』[5]にも伝が見られる。また、『本朝高僧伝』[6]と『浄土伝灯總系譜』[7]などにも簡略な伝記が見られる。そこではじめに、それぞれの公胤の伝記資料の全文の紹介を試みておきたい。

『寺門伝記補録』巻十四「長吏高僧略伝巻下」[8]

法務前僧正公胤　明王院　　第四十世

公胤、大納言源雅俊之孫。別当阿闍梨賢覚入室也。学兼顕密両宗、具経本寺階業、遂管法務、早至僧正。承安四年十一月二十三日。於聖願寺、授三部大法職位於前大僧正公顕。受後以法授公縁・良尊・覚舜等二十三人。建仁二年、於新羅社、始行法華三十講。時両証誡、法印大僧都公胤・権大僧都行舜也。三年、補本寺及法勝寺別当職。元久二年、補長吏〈治一〉、于時権僧正。承元三年、再補〈治八〉。同年十月十三日、将軍従三位源実朝。竝平氏尼公、薦故右大将家月忌、延屈権僧正公胤為導師、遂叮重供養畢。四年、権僧正長講堂供養導師。将軍家遣使、送與上童等装束。同年十月十八日、執行新羅社祭禮。祭儀厳麗逾于前代〈有記〉。順徳院建暦元年四月二十三日、上皇〈後鳥羽〉屈請諸宗緇徒一萬三千二百十五人于四天王寺、頓寫一大蔵経。御導師、興福寺別当前大僧正雅縁〈号、二條僧正〉。呪願、園城寺長吏前権僧正公胤也。延暦寺奏言、今般被除天台座主之條、衆徒等失眉目訖、請宜改公胤召座主承円。敕報云、今特精撰当時智徳、不依座主職。承円年臈匪闌、智行亦淺、不能導師、不能呪願〈或記云、是為建保焼亡基〉。二年四月二十六日、法勝寺九層塔婆造立供養。是亦、敕権僧正為呪願。今年賜法務。十月二十九日、本寺五所拝賀〈金堂・新羅・三尾・唐院・新宮〉。於新羅社者奉幣畢引神馬。五所拝賀訖、又勤十月会探題。竪者刑部阿闍梨覚義〈金光院元祖、新羅三郎子〉。探題表白辞曰、於貫首之牀、勤探題之役者、其初円満院前大僧正者八宗惣博士、九旬之齢闌。其後、跡絶一百餘年。先師本覚院前大僧正者、花山法皇四代之孫、後白河院御入壇之師。続長吏之牀判十題之得略。道之光華不殊昔日。爰以不肖之身汗両代之跡。上恐三宝之照見、下恥一門之誹謗〈云云〉。建保二年四月十六日。山徒入寇山門、焼亡堂塔僧房。僧正歎之、訴将軍家。五月上旬、有沙汰。以駿河前司惟義・豊前守尚友為惣奉行、造営一寺畢。四年六月二十日、入寂。年七十有二。

『寺門記』所収「園城寺長吏次第」

第四十四公胤。号明王院僧正、能詩歌人也。大納言源雅俊孫、大貳憲俊子也。阿闍梨行顕弟子、建保三年閏六月廿四日滅、七十二。[9]

『園城寺長吏次第』

第四十四公胤。号明王院僧正、能説謌人也。大納言源雅俊孫、阿ザリ行顕弟子、大貳憲俊子也。建保三年壬六月廿四日滅、七十二。私云、黒谷伝記云、建保四年閏六月廿日、於禅林寺邊、公胤寂、七十二歳云々。或云、胤者道元和尚師也。建保四年ハ当道元当十七也、可尋。[10]

『本朝高僧伝』巻十三浄慧二之十「江州園城寺沙門公胤伝」
釈公胤、未詳其姓里。自初学時、禀賦敏黠、夙投三井、習貫経論。偶會相者曰、公才出群、惜不冠歳矣。其師聴之、令胤誦尊勝陀羅尼、毎日二十遍、以祈延齢也。胤日精誦、増以数遍。三年之後、相者見曰、公積何方至于寿逾八十乎、釈子之相、実不可測也。胤周覧三蔵、粋于顕密、衆稱佛法補處之人也。補園城長吏、任僧正。嘗嫌源空唱専念法、而作決疑鈔三巻。一日與空宮中相逢、一談而遂焼決疑鈔。爾来屢往吉水、問往生法。永平道元在叡山時、往問法身自性之旨。胤曰、此問難酬、家伝不善、有佛心宗、能明此事、若欲精究、往問彼宗。胤晩解職、屏居禅林寺側。静観欣求、以送炎涼。建保四年閏六月二十日、齢八十餘、奄然而寂。臨亡頂上、放大光明、奇香發越、紫雲覆院、天楽湧空、是帰楽土之相也。
賛曰、唐懐感、初聞念佛、疑冰不消、依善導之勧、遂証三昧、乃作決疑論七巻。胤公之事、粗似其筆。與炬之共君子之舉也。訓道元之言、不膠於宗、亦君子之公舉也矣(11)。

『浄土伝灯總系譜』下、従他帰入、第三
公胤僧正、中院右少将憲俊子。住園城明王院、任権僧正、又成長吏、号第貳僧正。顕密博綜、解行陶練。一時披閲選擇集、而屢加破斥、作浄土決疑鈔三巻、而呈之大師禅室〈学佛房為之使〉。大師少見巻初、未及熟覧始終。胤後深皈伏大師峻徳、即焚所述決疑鈔、而頻悔往非。大師滅後、為中陰唱導、頻作懺悔。遂作一向専修身、四威儀間、暫不退転。建保四年六月廿日、七十三歳寂(12)。

公胤の俗系について

次に、以上の伝記資料を用いて、公胤の伝記の考察を試みたい。公胤の伝記資料は後述するように、示寂の年に矛盾を含む内容であるため、その生年についても十分に考察する余地が存しよう。したがって、本稿では、他の文献によって公胤の事跡の補足を試みておきたい。

まず、公胤の出自であるが、『尊卑分脈』(13)によれば、村上源氏の系統の出身であり、その俗系は、「雅俊―憲俊―公胤」とあることから、村上天皇を一代として数えて、七代目の子孫ということになろう。また、『園城寺伝法灌頂血脈譜』(14)に「雅俊孫、僧行顕子也。」とあり、その父を行顕とする説も存している。ただし、『尊卑分脈』によれば、行顕その人も、源雅俊（一〇六五～一一二二）の子息であるとする説と、憲俊の子息であり公胤の弟であるとする説の二説が存している。憲俊にしても、行顕にしても、生没年などの詳細が不明であり、源雅俊の生没年を踏まえるならば、どちらもありえる説と言えよう。

何れにしても公胤が源雅俊の孫であり、村上源氏の出身ということには問題はなかろう。村上源氏は、平安時代後期から鎌倉時代の初期に栄華を極めた一族である。ちなみに道元も村上源氏の系統であり、その門弟義尹は、順徳天皇（一一九七～一二四二）の皇子[15]であるが、母方の出自は同じく村上源氏の系統である。ここに、公胤・道元を取り巻く、村上源氏の系図を、『尊卑分脈』その他より必要な箇所だけ抽出して示すならば、左記の如くになろう。

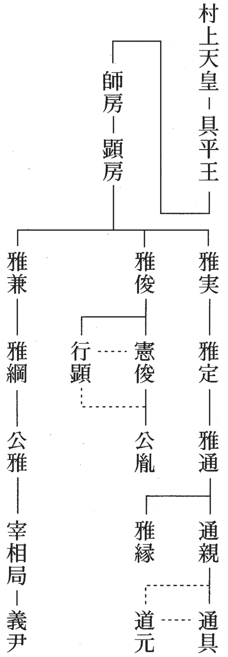

この系図を一見しただけで、公胤・道元をめぐる大まかな俗系・血縁の関係をうかがうことができよう。

　また、公胤の生年に関しては、現在のところ、二説が存していて、『園城寺長吏次第』に基づけば、天養元年（一一四四）の出自とする説と、久安元年（一一四五）の出自とする説の二説が存することになる。伝記資料のうち、天養元年説を採るのは『寺門記』『浄土伝灯総系譜』であり、久安元年説を採るのは、『寺門伝記補録』である。また、『本朝高僧伝』は世寿を八十余としており、生年を不明としている。これは、後述するように公胤の示寂年に関して諸説が存し、問題が多いためだと考えられる。ただし、『三井続灯記』[16]巻六「探題次第」には、

　公胤。明王院権小僧都。四十六歳。
　　建久元年十月。建暦三年十月。於長元床勤之。[17]

と記されている。この記述にしたがい、建久元年（一一九〇）に四十六歳であったとすると、その生年は久安元年（一一四五）となろう。したがって、本稿においては公胤の生年を久安元年であったと推測して論を進めていきたい。

公胤の出家と伝法

　公胤の出家については、『僧綱補任残闕』[18]の元暦元年条に「公胤廿七」と、文治元年条に「公胤廿八」とある。公胤の生年を踏まえれば『僧綱補任残闕』の記述は恐らく法臘と見られ、これに基づけば公胤の法臘は、元暦元年（一一八四）の時点で二十七、文治元年（一一八五）の時点で二十八であり、出家したのが保元四年（一一五八）であったと推測される。したがって、公胤は十四歳で出家していることになろう。また、『沙石集』[19]に、「三井寺ノ長吏公胤僧正、幼少ノ時ヨリ法器ノ人也ケレバ」[20]とあり、幼少のころより大変優秀であっ

たとされる。得度の師については、諸伝記は明記していないが、『園城寺長吏次第』には「阿ザリ行顕弟子」と、『寺門記』には「阿闍梨行顕弟子」と記されている。『園城寺伝法灌頂血脈譜』[21]には、公顕（一一一〇～一一九三）が伝法した二十一人の中に名前がみられ、

公顕前大僧正、授二十一人（中略）
公胤。大貳、雅俊孫、同十一—廿三、同所八人、賢覚入室、本寺博士、僧行顕子也。

と記されている。さらに、『寺門伝記補録』には、「別当阿闍梨賢覚入室也。」とある。

前述したように、行顕は、雅俊の子息とも、憲俊の子息であり公胤の弟ともされている。仮に行顕が公胤の弟であったならば、公胤が行顕に参ずることは出来ない。公胤が、行顕と賢覚の二師に参じたとしたならば、行顕は雅俊の子息であると見ることが妥当であろう。また、「子」の表記は、弟子を意味することもある。したがって、現在残されている資料からは、公胤は雅俊の孫で憲俊の子であり、叔父である行顕に参じ、後に賢覚に入室したと推測することが妥当であろう。さらに、『園城寺伝法灌頂血脈譜』によって、承安四年（一一七四）十一月二十三日に、聖願寺において公顕より三部大法の職位を受かり、伝法したことが知られている。[22]

公顕は[23]、父を源顕康、母を藤原基忠（一〇五六～一〇九八）の女として、天永元年（一一一〇）に生まれている。治承元年（一一七七）に四天王寺別当になり、寿永元年（一一八二）一月に園城寺長吏となる。文治元年（一一八五）十月二十四日[24]には、鎌倉の勝長寿院落慶の供養導師を勤めている。さらには、文治三年（一一八七）に、四天王寺において後白河上皇（一一二七～一一九二）に伝法灌頂を授けている。また、建久元年（一一九〇）三月四日には天台座主に補されるなど、かなりの高僧であったと言えよう。[25]天台座主の在職日数はわずか四日間にすぎなかったが、[26]寺門派から天台座主になった最後の僧侶が、公顕であった。建久四年九月十七日に示寂している。

公胤に関する資料

佐藤亮雄氏の『僧伝資料』(三)[27]によって、公胤に関する資料の調査をしてみると、中山忠親（一一三一～一一九五）の日記『山槐記』[28]には四箇所、藤原経房（一一四三～一二〇〇）の日記『吉記』[29]には十一箇所、九条兼実（一一四九～一二〇七）の日記『玉葉』[30]には四箇所、藤原長兼の日記『三長記』[31]には六箇所、藤原定家（一一六二～一二四一）の日記『明月記』[32]には三十箇所の記述が確認できる。このほかにも、藤原家実（一一七九～一二四二）の日記である『猪隈関白記』[33]には五箇所の記述が存している。

また、源頼朝（一一四七〜一一九九）が挙兵した治承四年（一一八〇）四月九日から文永三年（一二六六）七月二十日までの八十七年間の鎌倉時代の歴史を記した『吾妻鏡』[34]にも公胤に関していくつかの記述が存している。ただし、『吾妻鏡』は、日記形式で記されているものの、あくまで後年に編纂された歴史書である点を考慮しなければならない。『吾妻鏡』に関する研究はその資料の重要性に比すると必ずしも多いとは言い難い。近年、五味文彦・井上聡氏による「吾妻鏡解題」[35]に、『吾妻鏡』についての解説がなされており、また、『吾妻鏡』の関係文献や関係論文の一覧が付されている。紙面の都合上、本稿では「吾妻鏡解題」に挙げられる先行研究を参考にした旨を記すに止めておきたい。

『吾妻鏡』の編纂については、源氏三代までの記録が文永の頃で、以後の記録が正応三年（一二九〇）から嘉元二年（一三〇四）の頃という二段階編纂説[36]と、正応三年三月から嘉元二年七月以前の期間[37]であり全体としては同じ頃に成立したとの説が存しており、[38]おおよそ十四世紀の初頭が成立の時期であろうと考えられている。[39]また、『吾妻鏡』が後年に編纂されたという性質上、編纂上の立場からの加筆や曲筆、また、切り貼りの誤りによる記事の間違いが多いことはこれまでに指摘されている。したがって、その形成過程に不明な点が多いといえようが、伝来している諸本についても、様々な問題を含んでいるのである。

伝来する諸本を大別すれば、北条本『吾妻鏡』[40]と吉川本『吾妻鏡』に分けられる。北条本は、目録一冊、第一巻から第五十二巻までのうち、第四十五巻が欠本で、五十一冊、総計五十二冊から構成されており、また同系統の写本として島津本・毛利本などが知られている。吉川本は、大永二年（一五二二）の奥書を持ち、この奥書によれば、大内義興（一四七七〜一五二八）の重臣である右田弘詮（？〜一五二三）が文亀（一五〇一〜一五〇四）の初め頃に写し得た四十二冊に、およそ二十年かけて探し求めた、散逸部分五冊・年譜一冊を加えて写し直した計四十八冊で構成されている。北条本系統の写本と比べると、大きく異なった構成で編纂されていると言えよう。また、記事・内容にもかなりの差異が存している。

本稿では、『吾妻鏡』の写本のうち、この北条本と吉川本の『吾妻鏡』を特に重要視し、流通した北条本を基にした『新訂増補国史大系』に所収される『吾妻鏡』から引用を試みておきたい。[41]また、北条本に見られない記事は、吉川本より、国書刊行会編の『吉川本吾妻鏡』から引用を試みた。以下、上述の日記資料と『吾妻鏡』を中心に考察を試みておきたい。

公胤の役職について

これらの日記の中で公胤の名が最初に登場するのは、『山槐記』の治承二年（一一七八）五月二十日条[42]に記される最勝講[43]の記事であり、聴衆として公胤の名が記されている。このとき、義尹の祖父とみられる公雅も、公胤と同じく最勝講の聴衆として名が記されている。公雅については、『三井続灯記』[44]巻一の「霊鷲院公雅」に伝記がみられ、この伝記には、前出の『山槐記』に記される最勝講の記事や、公雅が公胤と並び称されるほどであったことなどが記されている[45]。

公胤の僧綱としての位階は、寿永元年（一一八二）三月七日[46]に已講[47]として名が見られることをはじめとして、寿永二年（一一八三）七月三日[48]には、はやくも律師に任じられている。文治五年（一一八九）十一月一日[49]には、僧都として名がみられ、正治元年（一一九九）五月二十三日[50]には、大僧都となっている。また、同年八月二十九日[51]には、僧位としては最高位である法印位をこの時点で既に得ている。元久二年（一二〇五）一月一日[52]には権僧正に任じられているが、建永元年（一二〇六）十月十六日[53]にはこれを辞している。しかし、翌承元元年（一二〇七）七月六日[54]には正僧正に任じられている。『寺門伝記補録』に、「早至僧正。」とある様に、かなり早い出世であったと言えよう。

公胤が通常より早く僧正に至ったのは、公胤自身が碩学として名高かったことにも起因しようが、その出身が村上源氏の一門であったことも重要な要因と言えよう。このことについて、柳原家本『玉葉』[55]の、正治二年（一二〇〇）正月二十六日条には、注目すべき一文が存している[56]。

> 廿六日〈丁丑〉、或人云、実慶僧正之辺、頗成怖畏、是謀叛之徒党了。在彼門弟之中云々。実慶ハ公胤法印同体也、公胤与内大臣分身也。旁不可有疑殆之処、有此風聞、太奇云々。

これは、正治三年一月二十三日の城長茂の変[57]について、その三日後の二十六日に、九条兼実が記したものである。その内容は、実慶（一一一七～一二〇七）の門下に謀反の徒党がいたために、実慶の周辺は幕府から嫌疑がかけられるのではないかと畏怖しているという話を九条兼実が伝え聞いた。実慶と公胤は同体というほどの仲であり、その公胤と源通親は分身とも言うほどの関係がある。したがって、源通親（一一四九～一二〇二）がこの事件に関係しているのではないかと九条兼実が推測しているわけである。

本稿で注目すべきは、公胤と実慶・源通親との関係に触れている点である。実慶は、公胤の前に園城寺長吏を勤めた人物であるので、公胤との関係も容易に想像されよう。本稿において重要となるのは、公胤と源通親の関係を「分身」とま

で称していることである。さらに、九条兼実は、源通親を事件と関連づけようとして、三井寺の中で最も源通親と親しい僧侶の名前を挙げたと考えられるわけである。したがって、公胤と源通親が相当親密な交流をしていたことが推測されるわけである。また、源通親が、同族出身の僧侶を重用していた可能性が高いと言えよう。これは、後に道元が公胤に参学したことにも関係があるのかもしれない。

建仁二年（一二〇二）に新羅社[58]において法華三十講[59]が始めて行なわれている。このときの両証誠[60]は法印大僧都公胤と権僧正行舜（一一四五～一二〇八）であった。[61]『新羅明神記』[62]には、「一門二人同参、希代之奇特歟。」とあり、公胤と行舜が共に園城寺の僧侶であり、こういった行事に同じ門派の僧侶のみで両証誠を勤めたことがよほど珍しかったらしい。建仁二年[63]には、本寺（園城寺）の別当に補され、同年十二月二十六日に拝堂している。[64]また、建仁三年（一二〇三）には、法勝寺の別当に補せられている。その後、園城寺の長吏の職に就いている。『僧官補任』の「園城寺長吏次第」の項[65]に、

公胤。元久三任、治一年。明王院僧正。（中略）
公胤。承元三重任、治八年。

とあり、公胤が、園城寺の長吏の職を、元久三年（一二〇六）から一年間勤め、[66]承元三年（一二〇九）に再任し、期間は八年間であったことが記されている。承元三年（一二〇九）から八年間であれば、それは少なくとも建保四年（一二一六）までの期間であったとみられる。ちなみに、公胤は明王院と号しているが、これは園城寺の明王院が公胤の住房であったことによる。[67]『東寺文書』[68]所収「権法務相続次第」によれば、

前僧正公胤、建暦三三廿五任。[69]

とあり、園城寺長吏の在任中である建保元年（一二一三）三月二十五日には権法務[70]に任じられている。したがって、公胤は建保元年の時点において、前僧正・園城寺長吏・権法務・法勝寺別当を兼ねていたことになろう。

さらに公胤は、建保元年十月には、十月会探題[71]にも任じられている。『寺門伝記補録』巻二には

十巻書曰、建保元年十月会、探題明王院公胤僧正[72]

とあり、『寺門伝記補録』巻十三には

十巻書〈第七〉曰、建保三年十月会、長吏明王院僧正公胤探題。[73]

とある。十巻書とは、『園城寺伝記』十巻のことであると考えられ、その『園城寺伝記』巻七では、公胤が十月会探題を勤めたのが建保元年のこととされている。[74]また、建保元年以外の年[75]でも公胤は十月会探題を勤めていたらしい。ただし、公胤の役職の変遷については、資料によって多少の誤差が存しているため、さらなる精査が必要であり、今後の課題としたい。

公胤と鎌倉

次に公胤と鎌倉との関係を『吾妻鏡』を中心に考察しておきたい。公胤と鎌倉との関係は、公胤の師である公顕が文治元年（一一八五）十月二十四日(76)に、鎌倉に下向して、勝長寿院落慶の供養導師を勤めたことに起因しようが、公胤自身と鎌倉の関係もかなり古く、建久元年（一一九〇）の頃(77)にはじまっている。建久元年（一一九〇）四月二十日に、佐々木定綱（一一四一～一二〇五）の飛脚が京都より鎌倉に到着し、四月十三日に、一条能保（一一四七～一一九七）の室が難産のために示寂したことを知らされ、源頼朝（一一四七～一一九九）はその死を知って嘆いたと記されている。五月十日(78)には、一条能保の室の四十九日の仏事についての導師・請僧・布施などの諸事項について佐々木定綱に命じている。六月十日(79)には、佐々木定綱が、無事に五月三十日に四十九日の供養を勤め終えたことを鎌倉に報告しているが、このとき、導師を勤めたのが園城寺の僧都公胤であった。これが、鎌倉と公胤自身を結びつける最初の機縁であったとみられるわけである。

承元三年（一二〇九）九月二十九日(80)に、公胤は鎌倉に下向している。このとき、二階堂行光（一一六四～一二一九）の邸宅を宿とし、宿直を勤めたのが佐々木広綱（?～一二二一）であった。二階堂行光の邸宅は建保元年（一二一三）十二月十九日(81)に将軍源実朝（一一九二～一二一九）が訪れ、歌の贈答などを行なっていることから考えると、かなり立派な邸宅であったと推測される。また、佐々木広綱は、佐々木定綱の子息であったことから、宿直に選ばれたものと推測される。公胤の鎌倉下向は、故右大将（源頼朝）の月忌の供養を行なうにあたり、将軍源実朝と北条政子（一一五六～一二二五）が公胤を導師として請したためである。また、二階堂行光や佐々木広綱が仲介の労を担ったものとも考えられよう。

公胤は鎌倉に到着後、まず、十月十日(82)に、永福寺の傍らに二階堂行光が建立した伽藍の落慶供養の導師を勤めている。このときの法要には北条政子も参列しており、聴聞に訪れたのは、北条義時・北条時房（一一七五～一二四〇）・大江広元（一一四八～一二二五）・大江親広（?～一二四二）・三好善信などであり、導師を勤めた公胤への布施や、法要の荘厳は美を尽くしており、天下の壮観であったと記されている。

次いで、十月十三日(83)に、公胤は源頼朝の月忌の供養導師を法華堂において勤めている。施主は、北条政子であり、北条義時・北条時房などが参列している。法要には、書写の妙典や図絵の仏像などの作善があり、布施にはすべて金銀の錦繍があしらわれていた。公胤は、仏経を讃え、富樓那（説法第

一）の説法を行なったと記されている。

十月十五日[84]には、公胤は鎌倉御所に招かれ、源実朝と園城寺の興隆について談じている。公胤は、園城寺が源頼義（九八八～一〇七五）との交流が存してより、源氏が代々園城寺と深い関わりがあったことを詳細に語ったと記されている。このとき、源実朝は大江広元に命じて、公胤が語ったことを記録させているが、この記録は残っていない。

十月十七日[85]には、公胤は京都に帰るために鎌倉を出発している。源実朝は、京都までは遠路であり、せめて寒い季節の間の鎌倉滞在を強く望んだものの、公胤は翌年の長講堂[86]の供養を理由にこれを辞している。北条義時・大江広元など御家人に至るまで、公胤に対して餞別の物を贈り、それは数百種にも及んでいたと記されている。したがって、公胤が鎌倉に滞在したのはおよそ二十日間ほどであった。さらに、宿継の兵士を派遣させることを、相摸国以西の守護人に命じていることなどからも、公胤に対する鎌倉幕府の扱いは格段のものがあったと言えよう。

翌年の承元四年（一二一〇）に公胤が長講堂にて供養の導師を勤めるにあたり、承元四年二月二十一日[87]に源実朝が使者を遣わし、上童等の装束の衣装を送っているが、これは、公胤が鎌倉に下向し導師を勤めたことに対する返礼であったの[88]だろう。鎌倉からの使者は、三月十三日

には、公胤が無事に法要を勤め上げた旨が鎌倉に報告されている。四月二十六日[89]には、後鳥羽上皇が最勝四天王院において百僧御読経を行なっているが[90]、このときの導師も公胤であった。公胤は承元四年十月十八日には新羅社の祭礼を執行しているが、このときに行なわれた祭礼は「承元祭礼記」[91]として記録が残っている。

また、公胤などの京都在住の高僧が鎌倉に下向する際の鎌倉側の出費はかなり[92]のものであったらしく、建保二年（一二一四）四月十八日に行なわれた、大倉新御堂（大慈寺）の落慶供養の評議の際に、源実朝は京都の三井寺・醍醐寺[93]の高僧を請じようとしたが、往復の費用を理由に、関東止住の僧を推挙する強い要望が出され、結局、建保二年七月二十七日[94]に行なわれた大慈寺の落慶供養で導師を勤めたのは寿福寺の栄西（一一四一～一二一五）であった。ただし、後述するように、建保二年四月十六日に、延暦寺の山徒によって園城寺が焼失しているため、仮に鎌倉からの拝請があったとしても、公胤が鎌倉に赴いて、大慈寺落慶供養の導師を勤めることはできなかったであろう。

晩年の公胤について

建暦元年（一二一一）四月二十三日[95]に、後鳥羽上皇（一一八〇～一二三九）が諸宗の緇徒一万三千二百十五人を四天王

寺に請して、大蔵経の頓写を行なわせている。この時の導師は興福寺別当の前大僧正雅縁（一一三八～一二二三）であり、呪願は園城寺長吏の公胤であった。この法要に際して、天台座主ではなく公胤を呪願としたことに対して、比叡山から反発があり、公胤に代えて天台座主である比叡山の承円（一一八〇～一二三六）にしてほしいと願ったが、朝廷側は、

　敕報云、今特精撰当時智徳、不依座主職。承円年﨟匪闌、智行亦淺、不能導師、不能呪願。[96]

として、これを却下している。この様な行事には、天台座主職が導師か呪願のどちらかに当てられるのが通例であったらしく、この配役はかなり特異な事例であったらしい。一説には、これが建保の園城寺焼失の原因となったとも記されている。[97]ちなみに、興福寺別当の雅縁は、源雅通（一一一八～一一七五）の子で源通親とは兄弟の関係である。[98]

　公胤は、建保元年（一二一三）四月二十六日の法勝寺の九重塔婆造立供養においても呪願に任命されていることからみても、鎌倉・京都における公胤の名声は相当に高まっていたとみられる。さらに、法勝寺の九重塔婆造立供養の勧進を勤めたのが、東大寺の勧進にもあたった栄西であり、栄西はこの功績が認められ、建保元年（一二一三）五月四日[99]に律師から権僧正に任命されている。また、公胤は建仁三年（一二〇三）の時点で法勝寺の別当に任命されているが、法勝寺の九重塔婆造立供養のときにも、法勝寺の別当であったこと[100]を踏まえれば、建仁三年から建保元年四月二十六日までの期間は法勝寺の別当職にあったものとみられる。

　法勝寺の九重塔が落雷により焼失したのが、承元二年（一二〇八）五月十五日[101]である。すなわち、栄西が法勝寺の勧進職であった期間すべてにおいて、公胤が法勝寺の別当職にあった可能性が高い。したがって、公胤と栄西の交流はかなりのものがあったのではなかろうか。少なくとも、法勝寺の九重塔婆造立供養の際に、公胤と栄西には面識ができていたと見ることが妥当であろう。公胤と栄西の関係については、後段で詳しく触れたい。

　さらに、この建保元年四月二十六日に行なわれた法勝寺の九重塔婆造立供養の導師を勤めたのが、道元の師であり天台座主である比叡山の公円（一一六八～一二三五）である。すなわち、道元の師とされる公円・公胤・栄西の三師は、法勝寺の九重塔婆造立供養に際して、一同に会していたことになろう。これは、道元が参学した行程を考察する上で、極めて重要な新事実であろう。

　建保二年（一二一四）四月十五日の酉刻以後に、[102]延暦寺の山徒が園城寺に入り火をはなち、翌十六日には堂塔僧房がすべて焼失した。[103]公胤がこの時点において、前僧正・園城寺長吏・権法務などを兼ねていたことなども、その一要因になっ

たものとも推測されよう。ただし、山門（延暦寺）と寺門（園城寺）との争いは絶えることなく続いており、園城寺の焼失もこれで五度目であった。[104]

園城寺焼失の情報は、京都からの飛脚により建保二年四月二十三日[105]には既に鎌倉幕府に知らされている。公胤はこれを嘆き、建保二年四月二十五日[106]には公胤の使者が鎌倉へ到着して、園城寺焼失を将軍に訴えている。建保二年五月七日[107]には伽藍復興の沙汰があり、公胤はその後伽藍の復興に勤めた。この復興には、駿河前司の大内惟義と、豊前守の尚友を総奉行として、宇都宮頼綱（一一七二〜一二五九）・佐々木宏綱・安達親長・内藤盛家などをはじめとする、十八人の雑掌が任命されており、この再建の規模をうかがうことができよう。建保三年（一二一五）二月十九日[108]に園城寺造営の事始めが行なわれている。

田中稔氏が、かつて醍醐寺に所蔵される『諸尊道場観集』の紙背文書を翻刻紹介された。[109]この文書は、七十四通あり大内惟義のもとに残された文書である。この文書の中には、およそ二十通以上の園城寺唐院の再建に関わる文書が収められており、この文書によって園城寺再建の様子の一端を知ることができよう。これによれば、唐院の再建の棟上を当初は建保三年七月十三日に予定していたのを、同年の十一月二十六日に延期されて行なわれていたことなどを知ることができよう。ただし、園城寺唐院の再建に関わる文書には月日のみが記され、年時が記されていないことから、『諸尊道場観集』の紙背文書に記される園城寺唐院再建関係の文書は、そのすべてが建保五年のことであったとの説[110]も存しているため、建保年間の園城寺の再建の詳細については今後の課題として残ろう。

『新羅明神記』下巻[111]によれば、

建保三年十月二十九日、公胤僧正〈法務〉入寺拝賀

とあり、また、『寺門記』上巻には、

長吏五所拝賀之事

金堂　新羅　三尾　唐院　新宮

此次第者、公胤僧正、建保三年十月廿九日入寺之時如是也。新宮者見旧図新日吉是也。

とあり、公胤が、建保三年（一二一五）十月二十九日に、園城寺の入寺拝賀を行なったと記されている。建保二年四月十六日に園城寺が焼失したわけであるが、建保三年の十月二十九日に、公胤が長吏として園城寺の五所（金堂・新羅・三尾・唐院・新宮）を拝賀しており、園城寺の長吏が五所を拝賀することが、公胤のときよりはじまったと記されている。ただし、『諸尊道場観集』の紙背文書に記される園城寺唐院再建関係の文書によれば、建保三年の十月二十九日の時点では唐院が再建されていないことから、この時点で公胤が唐院

を拝賀することはできない。また、『園城寺伝記』巻七には、公胤の五所拝賀を建保元年の十月二十九日と記録している。[112]したがって、「元」と「三」の崩し字が似ていることによる勘違いであった可能性も存している。また、建保四年（一二一六）三月十八日[113]には、公胤が嵯峨柳観音堂の供養導師を勤めているが、この記述が現在確認することができる公胤が導師を勤めた最後の記録と言えよう。

公胤の弟子

公胤が伝法した弟子については、『園城寺伝法灌頂血脈譜』によれば、二十三人であったことが知られているが、さらに同書によって、それぞれが公胤より伝法した日が伝えられており、公胤の行実の一端を示すと考えられるため、『園城寺伝法灌頂血脈譜』により、伝法した日と場所のみを抜粋してここに列挙すれば、

公縁　元久元年（一二〇四）四月二十九日　唐院
公猷　元久元年（一二〇四）五月三日　唐院
隆円　元久元年（一二〇四）十一月十日　唐院
宗舜　元久元年（一二〇四）十一月十二日　花林房
行全　建永二年（一二〇七）二月二十四日　唐院
有円　建永二年（一二〇七）四月四日　桂園林
審顕　建永二年（一二〇七）九月十五日　桂園林
覚舜　承元三年（一二〇九）九月十五日　唐院
公全　承元三年（一二〇九）十一月十九日　唐院
定暁　建暦元年（一二一一）十月十八日　唐院
慶顕　建暦二年（一二一二）十月十一日　唐院
朝印　建暦三年（一二一三）二月十六日　唐院
玄円　建暦三年（一二一三）二月十七日　唐院
審尊　建暦三年（一二一三）四月九日　唐院
円恥　建暦三年（一二一三）九月三十日　唐院
隆譽　建暦三年（一二一三）十月四日　唐院
政円　建暦三年（一二一三）十月十八日　唐院
尊俊　建暦三年（一二一三）十二月十九日　唐院
道敏　建暦三年（一二一三）十二月二十日　唐院
実譽　建暦三年（一二一三）十二月二日　蔵林房
猷聖　建保三年（一二一五）十二月二日　蔵林房
尊譽　建保三年（一二一五）十二月十五日　蔵林房

となろう。また、これ以外にも、鶴岡八幡宮別当の公暁（後述）も、建保四年の夏（四―六月）以降に、公胤より灌頂を授かっている。[114]ほかに、公胤入室の弟子として、頼兼（一一八五～一二六一）[115]や、猷尊などの二三の名前を挙げることができるが、これら公胤の弟子についての消息は別の機会を設け論じたい。

公胤と詩歌

さらに、公胤は詩歌の素養を十分に備えていたらしく、『新古今和歌集』巻二十の「釈教歌」[116]には、「観心如月輪若在軽霧中のこころを」として、

権僧正公胤

わが心 猶はれやらぬ 秋霧に ほのかにみゆる あり明の月

と『金剛頂一切如来真実攝大乗現証大教王経』巻上の「観心如月輪、若在軽霧中。」[117]という一節に和歌を唱じている。また、『萬代和歌集』巻八の「釈教部」[118]には、「維摩経佛以一音演説法衆生随類各得解といふこころを」として、

前僧正公胤

時鳥 夜はにかたらふ 一こえを 我のみきくと 誰かおもはぬ

と『維摩経』[119]の「佛以一音、演説法衆生、随類各得解。」[120]という一節に和歌を唱じていることからも、その素養の高さをうかがうことができよう。

さらに、『新古今和歌集』の撰者の一人である藤原定家とも親しかったようである。『明月記』の建暦元年（一二一一）十月二十五日条[121]には、

廿五日、天晴（中略）参宜秋門院、退出路次謁公胤僧正、心閑談話。修理破壊御堂旧佛之願語之、尤随喜。

とあり、藤原定家が宜秋門院（藤原任子、一一七三～一二三八）に参じ退出し、その帰り道に偶然にして公胤と謁し、心閑かに談話したことを伝えている。このとき、公胤は破壊された御堂の旧佛を修理したいとの旨を述べたため、藤原定家はその願いを聞いて尤も随喜したと記している。ここにいう破壊された御堂が法勝寺九重塔とそこにまつられていた仏像を意味しているのであれば興味深いものがあろう。また、公胤と藤原定家との交流は、『寺門記』所収「園城寺長吏次第」に「能詩歌人也。」[122]とあることにも符号しよう。

公胤の著作について

公胤の著作には『白骨観』があり、江戸時代初期の写本ではあるが、室町時代後期の奥書を持ち、叡山文庫の真如蔵書に納められている。公胤が『白骨観』を著したのは「我年既欲満七十」とあることから、七十歳の頃であり、建暦二年（一二一二）一月二十五日に法然（一一三三～一二一二）が亡くなって一・二年を経た、建保二年（一二一四）前後のことであったと考えられる。また、この『白骨観』と源信（九四二～一一八五）の『白骨観』[123]を比較した結果、公胤の『白骨観』は、源信の『白骨観』をうけて書かれたものであった（この考察は別の機会を設け論じたい）。

他に、公胤の著作には『淨土決疑抄』三巻があったと伝えられている。これは、法然が著した『選擇集』を論破するた

めに公胤が著した書物とされている。法然が『選擇集』を著したのは、建久九年（一一九八）であり、『醍醐本』所収「一期物語」[124]（後述）によれば、法然は存命中に『浄土決疑抄』を見て苦言を呈したとされているため、公胤が『浄土決疑抄』を著したのは、建久九年以降で、法然が示寂する建暦二年（一二一二）一月二十五日まで、さらには、法然が土佐に配流される承元元年（一二〇七）までさかのぼることができよう。公胤が著したとされる『淨土決疑抄』は現存していないが、建長二年（一二五〇）に書かれた『高山寺目録』第八十九乙[125]には、

　浄土決疑抄三巻〈三井公胤僧正抄〉

とあることから、公胤が撰した『淨土決疑抄』三巻が、建長の頃まで存していたことが知られる。

　また、法然伝においては、公胤は『浄土決疑抄』を著した後、法然との交流が存していたとされ、浄土の教えにも関心を持ち、『白骨観』を著したのもその一端であった可能性もあろう。ただし、『本朝高僧伝』には、公胤が晩年職を離れて浄土の法門に入ったとの如き伝記が記されているが、この記述には問題も残ろう。法然と公胤については、後段で詳しく論じたい。

公胤の示寂について

　公胤の示寂については、『園城寺伝法灌頂血脈譜』には、建保四年（一二一六）閏六月二十日と伝えられており、吉川本『吾妻鏡』[126]の建保四年閏六月二十九日条[127]にも、

　廿九日、辛巳。去廿日未刻、前大僧正法務公胤入滅〈年七十二〉。有往生瑞之由、今日風聞。是将軍家御帰依僧也。故前幕下殊有仰置之旨〈云々〉。

とあるものの、[128]『吾妻鏡』の建保五年六月二十日条[129]には、

　六月小廿日、丙寅晴。阿闍梨公暁、〈頼家卿息、〉自園城寺、令下著給。依尼御臺所仰、可被補鶴岳別当闕〈云云〉。此一両年、為明王院僧正公胤門第、為学道所被住寺也。

とあり、公暁（一二〇〇～一二一九）が、建保五年（一二一七）六月二十日頃までの期間、公胤に参学していたことが記されていることや、『三井続灯記』巻九「当寺年表上」の建保六年条に、

　戊寅六年。十月会題者長吏公胤、一筭精之、第二筭経玄精之、至得否者。公胤示之、即退出。[130]

とあり、公胤が建保六年（一二一八）の十月会の題者を勤めていたことが知られている。したがって、その示寂年に疑問が呈されているわけである。そこで、次に、公胤の示寂年についての考察を試みておきたい。

　公胤が示寂したとされる日を、伝記資料に従って確認すれ

ば、左記の如く列記できる。

『寺門記』所収「園城寺長吏次第」
　建保三年（一二一五）閏六月二十四日
『寺門伝記補録』『浄土伝灯総系譜』
　建保四年（一二一六）六月二十日
『園城寺伝法灌頂血脈譜』吉川本『吾妻鏡』『本朝高僧伝』
　建保四年（一二一六）閏六月二十日
『園城寺長吏次第』
　建保三年（一二一五）壬六月二十四日
　建保四年（一二一六）閏六月二十日
『華頂要略』(131)所収「園城寺長吏次第」
　建保四年（一二一六）閏六月廿六日寂

列挙した記述の中で、唯一共通するのは「六月二十」との記述のみであり、示寂年・日時ともに定説をみない。しかし、前述したように、公胤が示寂したとされた日以降に活動していたとみられる記録が、『吾妻鏡』と『三井続灯記』に存することはすでに青龍宗二氏によって指摘されている(132)。

　そこで、これらの記述以外にその記録が存しないか調査を試みた結果、建保五年以降の活動を示す資料を見出すことができたので本稿で紹介しておきたい。

　それは、『石清水文書』所収「石清水八幡宮田中宗清願文」(133)の記述である。この文書は、建保五年一月二十七日に、京都府八幡市の石清水八幡宮別当の田中宗清（一一九〇〜一二三七）が、神領の管掌、別当の転任、及び堂塔の建立などに関して、十五条の願文を同宮に献じたものである。裏書に「草式部権少輔大江朝臣周房」とあり、奥書によっても大江周房の書とされていることから、宗清の願文を大江周房が清書したものとされている。この願文の八条目「一、山内可建立千手堂事」のなかに、公胤に関する記述が見られる。長文に及ぶため、公胤に関する箇所を抜粋すると、

　重造立千手像廿六体、可奉安置新堂。又以公胤・実任・雅縁、可為導師呪願読師之由、先師之立願也。

とある。これによれば、石清水八幡宮の山内に千手堂を建立し、その新堂に千手像二十六体を造立して納め、その法要に導師・呪願・読師として、公胤・実任（一一三八〜？）・雅縁（一一三八〜一二二三）を請すことは、先師（田中道清、一一六九〜一二〇六）の立願であることが記されている。この記述は、あくまで公胤が存命しているという前提で書かれているとみられるため、やはり建保五年には公胤はなお存命していたとみられるわけである。

　また、「石清水八幡宮田中宗清願文」は同一名称の漢字かな交り文の文書が存しており、これには貞應二年（一二二三）十月の奥書があり、大江周房によって書かれた漢文体の文書を、田中宗清の請によって、藤原定家が漢字かな交り文に書

き下したものとされている。[134]漢字かな交り文の「石清水八幡宮田中宗清願文」は、藤原定家の晩年の筆跡としても大変貴重であり、現在は国指定の重要文化財となっている。また、同一文書が、漢文体と漢字かな交り文の形で残っていることから、「石清水八幡宮田中宗清願文」の資料価値が高いことはこれまでにも指摘されている。[135]本稿においては、建保五年以降の公胤の事跡を見出すことができ得る重要な資料であると言えよう。

実任は真言宗の僧侶であり、仁和寺の別当・法務を歴任し権僧正となった僧侶である。また、興福寺別当の雅縁と公胤は、共に村上源氏の出自であり、すでに後鳥羽上皇による大蔵経の頓写の際に、導師雅縁と呪願公胤として法要を勤めているなどの関係が存していた。

また、吉川本『吾妻鏡』の建保四年閏六月二十九日条の公胤入滅の記事であるが、本稿において、これをそのまま採用することができない理由が存している。応永四年（一三九八）に撰された『寺門伝記補録』の補録部分には、「東鏡曰」として、『吾妻鏡』からの引用がいくつか見られるが、[136]『寺門伝記補録』が『吾妻鏡』から引用している記事を調査した結果、そこに引用された記事の巻数は、現在の北条本系統の『吾妻鏡』と一致していた。しかし、『寺門伝記補録』の補録部分においては、公胤の示寂に『吾妻鏡』の記事を引用しておらず、さらにその示寂日も、建保四年六月二十日と記されているからである。

さらに付け加えるならば、北条本系統の『吾妻鏡』においては、建保四年閏六月二十九日の記事は、『吾妻鏡』の巻二十二に収められるべき記事と言えようが、『寺門伝記補録』は、『吾妻鏡』巻二十二からの引用を行なっているにもかかわず公胤の示寂については引用を行なっていない。また、その示寂も建保四年六月二十日と記録しているため、吉川本『吾妻鏡』の建保四年閏六月二十九日条の記事には疑問も存するわけである。また、『寺門伝記補録』は後述する公暁と公胤に関係する記事についても『吾妻鏡』からの引用を行なっていないが、これは、公暁と公胤の関係を記していたため、あえて引用を行なわなかった可能性が高い。

また、吉川本『吾妻鏡』は、公胤の役職を前大僧正と記すが、筆者の確認した限りにおいては、公胤が大僧正であった記録は存しておらず、役職が符号していない。さらに、吉川本『吾妻鏡』は、公胤の示寂に対して「往生の瑞有り」と記すが、これは、法然伝における公胤の示寂の記事と類似している。また、法然伝においては公胤の役職を大僧正と伝えるものあり、示寂日についても建保四年閏六月二十日と伝えているものも存している。法然伝はその伝記の原型の成立を鎌倉時代にさかのぼることができ得る資料も多く存しているた

め、吉川本『吾妻鏡』の公胤の示寂の記事よりも、法然伝における公胤の示寂の記述の方が明らかに成立が古いと考えられる。従って、吉川本『吾妻鏡』の建保四年閏六月二十九日条の記事が、法然伝における公胤の示寂の記事を基にして作られた可能性も存しているわけである。

公胤の示寂地について

次に、公胤の示寂地についての考察を試みておきたい。公胤の示寂地について、『園城寺長吏次第』『本朝高僧伝』には公胤は禅林寺の辺で示寂したと伝えられている。ここで言う禅林寺とは、京都府京都市左京区に存しており、浄土宗西山禅林寺派の総本山であり、もともとは、真言宗の寺院であった。空海（七七四～八三五）の高弟の真紹（七九七～八七三）が、京都における実践道場の建立を志し、五智如来を本尊とする寺院を建立したのが起源である。中興の祖とされる律師の永観（一〇三三～一一一一）は、阿弥陀信者であり、人々に念仏を勧め、禅林寺内に薬王院を設けて病人救済などの慈善事業も盛んに行なった。禅林寺を永観堂と呼ぶのは、永観が住したことに由来している。

確かに、禅林寺は園城寺との関係が深い。一例をあげるならば、禅林寺十五世の道智（一二一七～一二六九）のときであろう。道智は摂政九条道家（一一九三～一二五二）の子息であるが、禅林寺の住持中は、園城寺の長吏との兼官であった。さらに道智の師である道誉（一一七九～一二四〇）も禅林寺を号している。[137] ちなみに、道誉の師は実慶であり、九条兼実に「実慶ハ公胤同体也」と称されたその人である。ただし、園城寺と禅林寺との関係が公胤活躍の当時から存していたのかは不明である。

天台宗青蓮院の歴史を記した『華頂要略』巻一四五「諸門跡伝第六終、中絶之部」[138]の「園城寺」の項には、廃絶した如意寺の記述が見られ、公胤に関して興味深い記述が存しているため、ここに紹介しておきたい。

如意寺〈在愛宕郡、粟田郷〉
治承四年庚子十月十五日、源頼朝卿、於相模国小阪郷、鎌倉初構舘、以当寺寺務職為鎮守八幡宮別当。
公胤（明王院）僧正。三井長吏。承元三年九月廿九日、下著鎌倉〈宿所民部大夫行光家〉。十月十日、永福寺之傍新造伽藍供養導師。同月十三日、於法華堂故右大将殿月忌法会導師。同十七日、立鎌倉上洛。同四年三月二日、六條殿長講堂供養導師。建保四年閏六月廿六日寂〈八十余才〉
公暁禅師。大将軍源頼家卿次男、実朝公養子。公胤入室、貞暁受法。建仁元年酉牛誕生。元久二年〈甲子〉十二月二日、入鶴岡別当尊暁室出家。建保五年十月十一日、補鶴岡八幡宮別当〈一本云若宮別当〉。同七年〈巳卯〉正

月廿七日、神拝参鶴岡八幡宮之時、於社壇討実朝公僧也。同年五月廿九日夜、公卿被討〈云々〉、十九歳。東鏡云、公卿殺実朝、義村命長尾定景誅之〈云々〉。号悪禅師。栄実法印。公暁舎弟、母昌実法橋女、童名千年丸。若宮別当。承久元年十月六日自害。（後略）

この記述は、園城寺の子院のうち、途中で廃絶した寺院についての記述であり、その中の如意寺について記したものである。『華頂要略』は、公胤を初祖の如く記すが、平安の頃にも如意寺についての記録が見られるため、公胤が如意寺の開山ではないようである。

　如意寺の記述で、最初に名前があがるのが公胤であり、続いて公暁・栄実の名が記されている。建保四年の夏（四―六月）に、公胤より灌頂を授かった公暁（後述）の名が、公胤に続いて記されているため、少なくとも、公胤が建保四年の夏（四―六月）頃までは如意寺との関わりが存していたと推測される。したがって、公胤が示寂したとされる建保四年閏六月頃に、公胤が如意寺に在山していた可能性もあろう。さらには、建保二年に焼失した園城寺に代わって、一時期、如意寺が公胤の活動拠点になっていた可能性も存しよう。如意寺と公胤の門下については後段で詳しく触れたい。

　『華頂要略』には、如意寺は愛宕郡粟田郷に存していたことが記されている。如意寺の伽藍は残っていないが、左京区の鹿ヶ谷の周辺に遺跡が点在しており、また遺跡の調査も行なわれている。それによると、如意寺は広大な山岳寺院であり、園城寺の子院であったとみられるわけであるが、その西端は禅林寺とはかなり近かったようである。すなわち、法然伝における公胤示寂地である禅林寺の辺とは、如意寺のことを示していた可能性も存するわけである。ただし、公胤の晩年の活動には不明な点も多く、示寂年時にも疑問が呈されているわけである。

　それではなぜ、その後に生存していたとみられる資料が残っているにも関わらず、公胤の示寂は建保四年（閏）六月二十日とされたのであろうか。それは、公胤の門弟であり、如意寺の僧であった公暁が、鶴岡八幡宮別当に赴任するために鎌倉に下向した日と関係しよう。

公暁と公胤

　公暁は、源実朝を殺害し、鎌倉幕府の源氏の政権を終焉させた人物として一般的にもよく知られている。ただし、公暁の師が、道元が参学したことがある公胤であることはこれまでほとんど触れられたことがなかった。そこで、次に公暁について触れておきたい。

　公暁は、鎌倉幕府二代将軍、源頼家（一一八二～一二〇四）の次男であり、幼名を善哉という。生年は正治二年（一二〇〇

○）であり、母は、加茂六郎重長の女（源為朝の孫女[139]）とも、あるいは、比企能員（?～一二〇三）の女[140]とも、三浦義隆の女[141]ともされている。元久元年（一二〇四）七月十八日、[142]父である頼家が殺されてのちに、元久二年（一二〇五）十二月二日[143]に、祖母である北条政子によって、鶴岡八幡宮別当の尊暁（?～一二〇九）の門弟となる。建永元年（一二〇六）六月十六日[144]に、北条政子の邸宅で着袴の儀式を行ない、同年十月二十日[145]には、三代将軍源実朝の猶子となっている。実朝は、公暁の叔父にあたる間柄である。その後、建暦元年（一二一一）九月十五日[146]に、鶴岡八幡宮別当の定暁のもとで出家している。『鶴岡八幡宮寺社職務次第』[147]によれば、公暁は左衛門法橋頼暁とも称していたらしく、恐らく、父である頼家から「頼」の一字、定暁から「暁」の一字をとり、定暁が名づけたものと推測されよう。また、『園城寺伝法灌頂血脈譜』によれば、定暁は公胤から伝法を受けた二十三人の僧侶のうちの一人であった。さらに、建暦三年（一二一三）五月二日[148]に和田義盛（一一四七～一二一三）が挙兵したいわゆる和田の乱の際に、北条政子と実朝の妻が逃げこんだ場所が、鶴岡八幡宮別当の定暁の邸宅であったことからみても、将軍家の、定暁やその師公胤への信奉はかなりのものであったとみられる。

公暁は、定暁について出家した後、建暦元年（一二一一）九月二十二日[149]に受戒のために定暁と従侍五人を伴って上洛している。その後、建保四年（一二一六）頃より、園城寺において公胤の弟子となり、建保四年の夏頃には公胤より灌頂を授かっている。このとき、法名を公暁と称したわけであるが、この「公暁」の名は、公胤から「公」の一字、定暁から「暁」の一字をとり、公胤が名づけたものと推測されよう。あるいは、公暁は、「くぎょう」と読むのではなく、「こうぎょう」と読むべきなのかもしれない。[150]建暦元年（一二一一）九月二十二日から建保五年六月二十日までの期間は、『吾妻鏡』には公暁に関する記述は見られないため、この間、鎌倉に滞在していたとも、鎌倉にはもどらず京都に留まっていたものとも考えられる。

『華頂要略』によれば、公暁が如意寺にも在山していたとみられるわけである。仮に、公暁が建保四年夏頃（四―六）に公胤に参じ、公胤から灌頂を受け、閏六月二十日に示寂した公胤のあとを継いで如意寺に住していたと考えることは、時間的に妥当とは言いがたい。恐らく公暁は京都に留まって公胤に参学していたものと推測されよう。したがって、正式に公胤に灌頂を授かったのは建保四年の夏からであったにしても、この間の六年間を園城寺、さらには如意寺において公胤に参学していたと考えられる。また、公暁が如意寺で活動していたことは、これまで不明であった公暁の京都での活動

の一端を示すものとなろう。

建保五年五月十一日[151]に鶴岡八幡宮別当で公暁の師である定暁が腫物を煩って示寂したため、公暁は建保五年の六月二十日[152]に北条政子に招かれて鎌倉に帰るまでの間、公胤のもとで参学を続けたのである。したがって、鎌倉に至る直前に、建保四年頃から建保五年の六月頃に、公暁は園城寺、さらには如意寺において公胤に参学していたことになろう。すなわち、公暁の伝記を踏まえるならば、公胤が建保五年以降も生存していた可能性は高いと言えるのである。

公暁は、建保五年十月十一日[153]に、別当職についてから、初めて鶴岡八幡宮を拝賀し、この日より一千日の参籠に入っている。建保六年十二月五日[154]にも、公暁の記事が見られるが、このときの公暁は通常行なわれる除髪の儀を行なっておらず有髪であったと記されている。

承元元年（一二一九）一月二十七日夜、[155]右大臣就任の拝賀のために、鶴岡八幡宮に参詣した実朝が退出する際に、公暁が自ら剣を取って、実朝を殺害したとされている。公暁は三浦義村（?～一二三九）に使者をつかわし、その助けで将軍になろうと画策したが、三浦義村は北条義時（一一六三～一二二四）と通じており、長尾定景を遣わして、鶴岡の後ろ山で公暁を討った。このとき、鎌倉幕府の源氏の正系は断絶したのである。

公胤示寂の仮説

ここで、本稿においての、公胤の示寂についての仮説を提示しておきたい。公暁の鎌倉下向については、すでに述べた『吾妻鏡』に記されている通りであるが、その日が建保五年六月二十日である。すなわち、公胤の示寂は、公暁が鎌倉に赴任した日の丁度一年前の日にあたるわけである。さらに、『鶴岡八幡宮寺社職務次第』[156]に

公暁。左衛門法橋頼暁、俗号悪別当、治三年。左衛門督源頼家卿三男。定暁弟子、公胤僧正灌頂弟子。自建保四年夏比、為学道三井寺雖被住。

とあり、公暁が公胤に灌頂を受けたのは、建保四年の夏（四—六）以降であったとみられ、公暁が建保四年夏以降から公胤に参学していたとすると、建保五年の六月二十日の時点では、丁度一・二年の期間の参学となり『吾妻鏡』の記事にも符号しよう。また、『吾妻鏡』の記事からは、公胤が建保五年六月二十日から数えて、この一・二年は、公胤が園城寺に在山しており、公暁などの弟子の指導にあたっていたことが記されている。したがって、『吾妻鏡』や『鶴岡八幡宮寺社職務次第』に見られる公暁の記述からは、公胤が示寂したとされる建保四年六月二十日以降も、公暁は公胤に参学していたとされているわけである。すなわち、古記録にしたがい建

保五年以降も公胤が生存していたとすると、公胤の示寂の年時の記述には何らかの意図が隠されていたのではないかと推測されるわけである。この後、承久元年（一二一九）一月二十七日[157]に公暁が源実朝を殺害し、鎌倉時代の源氏の政権が終焉している。

『鶴岡八幡宮寺供僧次第』[158]などの記録から、実朝殺害の際に公暁に与力した僧として、静慮坊の良祐[159]・円乗坊の二位律師顕信[160]・乗蓮坊の阿闍梨良弁[161]・実円坊の律師猷弁[162]の存在が知られている。また、足利義兼（？～一一九九）の帰依僧である少輔阿闍梨勝円[163]が、実朝が殺害された一月二十七日の夜のうちに、北条義時（一一六三～一二二四）邸に連行されている。[164]これは、勝円が公暁の受法師であったためであり、公暁の実朝殺害に関する何らかの嫌疑が及んだためだと考えられる。

勝円は、一月三十日に尋問を受けるが、公暁の受法師である貞暁（定暁）が示寂したのちに、北条政子の命を受けて少々の真言を授けたけれども、公暁が学を疎んじたので伝法は行なわなかった旨、また、その後は公暁は親近しなかったことを述べ、僧侶としての職務を行なうことはゆるされている。[165]すなわち、勝円は公暁の受法師ではなかったとし、公暁との接点が最小限である旨を述べることによって、辛うじて許されたわけである。『吾妻鏡』によれば、「生虜少輔阿闍梨勝円、具参右京兆御亭。是為彼受法師也〈云云〉。」[166]とあり、勝円が公暁の受法師であったからこそ連行されたわけであり、これは周知の事実であったのだろう。したがって、勝円が実は自分が公暁の受法師ではなかったとした弁明は、公暁一人に罪をかぶせるためにほかならない。

こうした事実を踏まえると、公暁の実朝殺害に関与したのではないかとの嫌疑が、公胤に対しても及んだのではないか。公暁の受法師である勝円がなんらかの嫌疑をうけたのであれば、その嫌疑は公暁の灌頂師である公胤にまで及んだであろうことは容易に想像される。また、公暁に与力した僧のうち良祐と良弁は寺門派の僧侶、すなわち園城寺修学の僧であったことなども、その可能性を高めると言えよう。その鎌倉側からの嫌疑をかわすために、園城寺において、公胤の示寂日を改竄して、幕府に示したのではなかろうか。建保五年六月二十日から数えて一・二年の間、園城寺の公胤のもとに公暁が参学したとの記録がある以上、勝円に及んだ様な嫌疑が公胤に及んだとしたならば、園城寺としては、これまで築き上げてきた鎌倉との友好的な関係を維持するためには、公胤は公暁が鎌倉に赴任した一・二年前には亡くなっていたことにしなければならなかったのであるまいか。それゆえに、記録の上からは、建保五年以降に公胤が活動していたとみられるのであるが、その示寂が、建保三年、あるいは建保四年の、

（閏）六月二十日前後とされたのではないかと、私は推測をなしたのである。

公暁の受法師であった勝円は、公暁との接点が最小限であったことによって許された。したがって、公暁と公胤、あるいは公暁と園城寺との接点は最小限にする必要が存したのであろう。園城寺には、公暁に関する資料が一切見られない。本来ならば、『園城寺伝法灌頂血脈譜』には公暁の記事が見られるべきであろうが、公暁の記事は存していない。さらに、後年に編纂された『三井続灯記』や『寺門伝記補録』などの園城寺関係の諸資料にも、筆者が確認した限りにおいて、公暁の名前が見られなかったことなどを踏まえれば、恐らく公胤と公暁との関係を示すものは削除されたと考えるのが妥当であろう。したがって、仮に、諸伝記に伝えられる公胤の示寂年が事実と異なるとしたならば、少なくとも、公胤の示寂年時と公暁の鎌倉赴任の年時は無関係ではあるまい。

ちなみに、実朝が殺害された後、承久元年（一二一九）二月十三日[167]に、鎌倉幕府は上皇の皇子を将軍に請すために、京都に使者を遣わしている。そして、このときの使者こそ、公胤が鎌倉に下向した際に、宿として自身の邸宅を提供し、自身が建立した伽藍の落慶法要の供養導師として公胤を請した二階堂行光であった。あるいは、二階堂行光が公胤に罪科が一切及ばぬように取り計らった可能性も存しよう。ただし、建保六年（一二一八）の十月までの公胤の記録は存しているものの、公暁が実朝を殺害した際に公胤が存命していたか否か、公胤が実際にいつごろまで存命していたのかは定かではない。

公胤示寂についての本稿における仮説は、現行の資料による考察であり、あくまで公胤の行実を明らかにするために、そのすべての可能性を探るために行なった一仮説にすぎない。したがって、当然ながら公胤の示寂が実際に建保四年の（閏）六月頃に示寂していた可能性もあり、公胤示寂に関する新しい資料が出てきた場合にはこの限りではない。ただし、少なくとも公胤と公暁との関係を示す資料は、園城寺において削除されていた可能性は高いと推測されよう。

註

（1）長円寺蔵『正法眼蔵随聞記』（田島毓堂・近藤洋子編『正法眼蔵随聞記語彙總索引』、法蔵館、一九八一年）一九頁

（2）義尹の出自については、拙稿「寒巌義尹の研究―生誕について―」（『駒澤大学禅研究所年報』第十七号、二〇〇六年）において論じているので、参照されたい。

（3）『寺門伝記補録』二十巻は、その序文により、志晃法印が、園城寺に伝わっていた書物や、その他多くの書籍などを用いて、天智天皇即位元年（六六八）から応永四年（一三九八）までの間の園城寺の歴史を記したものであることが知られる。構成は、正伝部分と補録部分に分れているが、補録部分には、

応仁・文明年間（一四六八～一四八六）の記事も見られる。したがって、補録部分に関しては時代とともに順次増加していったものと解されよう。以下、『寺門伝記補録』からの引用は、『大日本仏教全書』第一二七（仏書刊行会、一九八一年）による。

（4）東京大学史料編纂所所蔵『寺門記』二巻は、外題は『寺門記』であるが、内題は『四箇大寺古今伝記拾要新書』園城寺之巻であり、三巻（上中下）の構成である。原資料は園城寺法明院に所蔵されている。

（5）『園城寺長吏次第』は、園城寺長吏の第一円珍（八一四～八九一）より第五十四権僧正重円に至る列記であり、それぞれに略伝が付されており、『続群書類従』に収められている。『群書類従』は、文政二年（一八一九）に完成した一二七〇種五三〇巻六六六冊からなる国書の叢書である。盲目の国学者である塙保己一（一七四六～一八二一）が古書の散逸を危惧し、四十一年間の年月を掛けて集輯・編纂したものであり、江戸初期までに刊行された史書や文学作品を所収している。また、その続編である『続群書類従』は二一〇三種一一五〇巻一一八五冊から成り、編者は塙保己一より子の忠宝（一八〇七～一八六二）孫の忠韶（一八三二～一九一八）までの三代にわたる。塙保己一が死去したのち、忠宝は暗殺され、そののち、孫の忠韶に編纂が受け継がれ、孫の代の明治四十四年（一九一一）に完成した国書の叢書である。

（6）『本朝高僧伝』は卍元師蛮（一六二〇～一七一〇）の撰によるもので、元禄十五年（一七〇二）に成立し、各宗の名僧一六六二人の伝記を法本・浄慧・浄禅・感通・浄律・檀興・浄忍・遠遊・読誦・願雑の日本独自の十科に分けて編集したもの。また、卍元師蛮は禅僧の伝記を収録した『延宝伝燈録』も編集している。

（7）江戸時代の浄土宗の僧侶、鸞宿（一六八二～一七五〇）によって著された『浄土伝灯總系譜』は、一部三巻より成り、釈尊からの浄土宗の伝灯を示した書である。『浄土宗典籍研究』（一九七五年、四四八・四五〇頁）に解説がなされている。巻頭の自序により、享保十二年（一七二七）夏に著されたものであることが知られる。

（8）『寺門伝記補録』巻十四「長吏高僧略伝巻下」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）三四三―三四四頁

（9）東京大学史料編纂所所蔵『寺門記』下巻「園城寺長吏次第」は、第一世円珍より、第五十四世重円までの、園城寺長吏の列記である。

（10）『園城寺長吏次第』（『続群書類従』第四輯下、続群書類従完成会、一九二七年）六八七―六八九頁

（11）卍元師蛮『本朝高僧伝』巻十三「江州園城寺沙門公胤伝」（『大日本仏教全書』第一〇二、仏書刊行会、一九七九年）二一〇―二一一頁

（12）『浄土伝灯總系譜』（『浄土宗全書』第十九巻、一九七一年）一二五頁

（13）『尊卑分脈』第三篇（『新訂増補国史大系』六〇巻、一九八〇年）五二四頁

（14）『園城寺伝法灌頂血脈譜』は天台寺門宗の法脈の継承を明らかにするものであり、『園城寺文書』第七巻、教学・教義（二

○○四年、三五〇—四一七頁）に収録されている。芝野康之氏の「『伝法灌頂血脈譜』について」（『園城寺文書』第七巻、四八〇—四八五頁）において解説がなされている。これによれば、園城寺が所蔵する四点の『園城寺伝法灌頂血脈譜』のうち、元禄三年（一六九〇）の記述までが同筆であることなどから、最も古いものが園城寺の唐院宝蔵に納められているものとされている。

⑮ 義尹の出自については、後鳥羽上皇の皇子とする説と、順徳天皇の皇子とする二説が存している。

⑯ 『三井続灯記』十巻は、文明十五年（一四八三）の自序により、平治元年（一一五九）から文明年間までの、園城寺の僧伝や資料などを記したものであることが知られる。また、延徳四年（一四九二）七月の奥書が存している。『三井続灯記』からの引用は、『大日本仏教全書』第一一一（仏書刊行会、一九七九年）による。

⑰ 『三井続灯記』巻六「探題次第」（『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年）二〇六頁

⑱ 『僧綱補任残闕』（『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年）八七—一〇六頁

⑲ 『沙石集』は無住道暁（一二二六～一三一二）によって編纂された仏教説話集であり、弘安二年（一二七九）に起筆され、弘安六年（一二八三）に成立している。

⑳ 『沙石集』（『日本古典文学大系』八十五、渡邊綱也校注『沙石集』、一九六六年）四九六頁

㉑ 『園城寺伝法灌頂血脈譜』（『園城寺文書』第七巻、教学・教義、二〇〇四年）三六五頁

㉒ 『寺門伝記補録』（註8）

㉓ 『寺門伝記補録』巻十四「長吏高僧略伝巻下」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）三三九—三四〇頁

㉔ 『吾妻鏡』文治元年十月二十四日条

㉕ 『天台座主記』（『続群書類従』第四輯下、続群書類従完成会、一九二七年）六一四頁

㉖ 現在は天台寺門宗という。本稿では、寺門派で統一して表記しておきたい。

㉗ 佐藤亮雄『僧伝資料』（三）、（『新典社索引叢書』七、一九九〇年）二〇一—二〇三頁

㉘ 『山槐記』（『増補史料大成』第二十六～二十八巻、一九六五年）

㉙ 『吉記』（『増補史料大成』第二十九～三〇巻、一九六五年）

㉚ 『玉葉』国書刊行会、一九〇六年

㉛ 『三長記』（『増補史料大成』第三十一巻、一九六五年）

㉜ 『明月記』国書刊行会、一九七〇年

㉝ 『猪隈関白記』（『大日本古記録』東京大学資料編纂所、一九八四年）

㉞ 『吾妻鏡』（『新訂増補国史大系』吉川弘文館、一九八一年）

㉟ 五味文彦・井上聡「吾妻鏡解題」（五味文彦『明月記』『吾妻鏡』の写本研究と古典学の方法』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇三年）四四八—四七一頁

㊱ 八代国治『吾妻鏡の研究』、明世堂書店、一九一三年

㊲ 諸本の内、北条本『吾妻鏡』の第四十二巻の宗尊将軍記の袖書に、後深草院の出家が記され、その死去が記されていない

ことに基づいている。
(38) 前掲、五味文彦・井上聡「吾妻鏡解題」（註34）
(39) 笠松宏至「徳政・偽文書・吾妻鏡」（『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年）一九四―二〇二頁
(40) 北条本『吾妻鏡』については、井上聡・高橋秀樹「内閣文庫所蔵『吾妻鏡』（北条本）の再検討」（五味文彦『『明月記』『吾妻鏡』の写本研究と古典学の方法』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇三年、四七三―四八八頁）を参照されたい。
(41) ただし、『新訂増補国史大系』の『吾妻鏡』は、内閣文庫に現存する北条本をそのまま翻刻したものではない。（註39）
(42) 『山槐記』治承二年五月二十日条
(43) 最勝講とは、平安時代以降、清涼殿で、毎年五月中の吉日を選んで五日間、東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺の高僧を召して、『金光明最勝王経』全一〇巻を、朝夕二座、一巻ずつ講じさせて国家安泰を祈った法会である。
(44) 『三井続灯記』巻一「霊鷲院公雅」（『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年）一〇七―一六四頁
(45) 前掲の拙稿（註2）において、すでに指摘している。
(46) 『吉記』寿永元年三月七日条
(47) 已講は僧綱ではないが、三会已講師の略で、僧の役職名。宮中の御斎会・興福寺維摩会・薬師寺最勝会の南京三会、または、法勝寺大乗会、円宗寺法華会、円宗寺最勝会の北京三会の講師を勤め上げた者のことで、三会を経験することは、僧綱昇進の条件でもあった。ここでは、北京三会のことであろう。
(48) 『吉記』寿永二年七月三日条
(49) 『玉葉』文治五年十一月一日条
(50) 『猪隈関白記』正治元年五月二十三日条
(51) 『明月記』正治二年八月二十九日条
(52) 『明月記』元久二年一月一日条
(53) 『猪隈関白記』建永元年十月十六日条
(54) 『明月記』承元元年七月六日条
(55) 柳原家本『玉葉』は、宮内庁書陵部に所蔵される『柳原家記録』に所収される『玉葉』の断簡である。多賀宗隼『玉葉索引　九条兼実の研究』（一九七四年）に、「玉葉断簡」として翻刻がなされている。
(56) 橋本義彦『源通親』（新装版人物叢書、吉川弘文館、一九九二年、一五〇―一五九頁）においても、源通親と九条兼実との関係に触れる際に、引用している。
(57) 城長茂（一一五二～一二〇一）が、正治三年一月二十三日に、後鳥羽上皇に対して源頼家討伐の宣旨を下すように院御所を囲み要求したが、宣旨が得らずに、その後、幕府軍の追討をうけ大和吉野にて殺されたという事件である。紙面の都合上、詳細は省いておきたい。
(58) 新羅社とは、新羅明神とも称し、現在は新羅善神堂という。三井寺の鎮守社の一つであり、この地の古社を寺の鎮守にしたものとみられている。鎌倉時代以降、源・北条・足利氏等の崇敬をあつめ、現在の建物は足利尊氏（一三〇五～一三五八）の援助で造営を始め、南北朝時代の中頃に完成したとされており、現存する建物は国宝に指定されている。
(59) 法華三十講とは、法華経二十八品に、開経の無量義経一巻を

初めに加え、結経の観普賢経を終わりに加えた三十巻を、一日に一巻ずつ三十日間にわたって講ずること。

(60) 証誠とは、仏教の知識・理解を試験する法会において、解答に批判・検討を加える係りの僧を指す。証義と同義である。

(61) 『寺門伝記補録』巻二「三十講始」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）一四六頁

(62) 東京大学史料編纂所所蔵『新羅明神記』一巻は、外題は『新羅明神記』であるが、内題は『新羅太神記』であり、黒田智「資料紹介・新羅明神記」（『東京大学資料編纂所紀要』第十一号、二〇〇一年、七五―九八頁）に、翻刻と解説がなされている。

(63) 『三井続灯記』巻四「別当次第」（『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年）一六三頁

(64) 『寺門伝記補録』（註8）は、本寺（園城寺）別当職就任を、建仁三年（一二〇三）のこととする。

(65) 『僧官補任』（『群書類従』第四輯、補任部、続群書類従完成会、一九二九年）五五八頁

(66) 『寺門伝記補録』（註8）は、元久二年のこととする。

(67) 『三井続灯記』巻七（『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年）二一三頁

(68) 東京大学史料編纂所所蔵の『東寺文書』の影写本に依って確認を試みた。原資料は東寺（教王護国寺）に所蔵されている。

(69) 『東寺文書』観智院、三「権法務相続次第」

(70) 法務とは、延暦寺・園城寺などの大寺院で、寺務をつかさどる僧職のこと。

(71) 探題とは、竪義と呼ばれる仏典の問答の際、出題および解答の判定を行ない、全体を総括する僧侶のこと。

(72) 『寺門伝記補録』巻二「創金光院」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）一五〇頁

(73) 『寺門伝記補録』巻十三「長吏高僧略伝巻上」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）三二八頁

(74) 『園城寺伝記』巻七（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）八三頁

(75) 『三井続灯記』巻六「探題次第」（『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年）二〇六頁

(76) 『吾妻鏡』文治元年十月二十四日条

(77) 『吾妻鏡』建久元年四月二十日条

(78) 『吾妻鏡』建久元年五月十日条

(79) 『吾妻鏡』建久元年六月十日条

(80) 『吾妻鏡』承元三年九月二十九日条

(81) 『吾妻鏡』建保元年十二月十九日条

(82) 『吾妻鏡』承元三年十月十日条

(83) 『吾妻鏡』承元三年十月十三日条

(84) 『吾妻鏡』承元三年十月十五日条

(85) 『吾妻鏡』承元三年十月十七日条

(86) 京都府下京区富小路五条下ル本塩竈町にある長講堂は、もとは西洞院六条にあった院御所・六条西洞院殿内に建立された後白河法皇の持仏堂であるが、単なる持仏堂ではなく、僧坊も付属する本格的な寺院であったものらしい。当初は、天台宗であったが、律宗を経て、現在は浄土宗の寺院である。

(87) 『吾妻鏡』承元四年二月二十一日条

(88) 『吾妻鏡』承元四年三月十三日条

(89)『仁和寺御日次記』（『続群書類従』第二十九輯下、続群書類従完成会、一九二六年、三二九—三四四頁）四月二十六日条

(90)『寺門伝記補録』（註8）

(91)『寺門伝記補録』巻二「承元祭礼記」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）一三七—一三八頁

(92)『吾妻鏡』建保二年四月十八日条

(93)この時、一例として出されたのは、公胤の師である公顕による勝長寿院の落慶供養である。

(94)『吾妻鏡』建保二年七月二十七日条

(95)『寺門伝記補録』（註8）

(96)『寺門伝記補録』（註8）

(97)『寺門伝記補録』（註8）

(98)『寺門伝記補録』（註8）には、建暦二年四月二十六日のことと記録されているが、実際に法勝寺九重の塔婆造立供養が行なわれたのは、建保元年四月二十六日のことである（『明月記』『仁和寺御日次記』『百錬抄』）。

(99)『仁和寺御日次記』建保元年五月四日条

(100)『明月記』建保元年四月二十六日条

(101)『明月記』承元二年五月十五日条

(102)『仁和寺御日次記』建保二年四月十五日条

(103)園城寺の焼失について、『吾妻鏡』建保二年四月二十三日条には、四月十五日と記され、園城寺関係の文書には四月十六日と記されている。『仁和寺御日次記』によって、四月十五日酉刻以後に比叡山の僧侶が園城寺に入り延暦寺の僧徒が火をはなち、十六日には園城寺が焼失したと考えるのが妥当であろう。

(104)紙面の都合上、この間の詳細は辻善之助氏の『日本仏教史』中世編（一九四七年）を参照のこと。

(105)『吾妻鏡』建保二年四月二十三日条

(106)『吾妻鏡』建保二年四月二十五日条

(107)『吾妻鏡』建保二年五月七日条

(108)『仁和寺御日次記』建保三年二月十九日条

(109)田中稔「醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書（上）」（『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第六号、一九八四年）六一—八三頁・「醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書（下）」（『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第六号、一九八五年）三五—四九頁

(110)本郷和人「醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書を読む」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第三号、一九九三年）五五—六四頁

(111)東京大学史料編纂所所蔵『新羅明神記』（註62）

(112)『園城寺伝記』巻七（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）八三頁

(113)『仁和寺御日次記』建保四年三月十八日条

(114)『寺門伝記補録』巻十六「非職高僧略伝」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）二六五頁

(115)『寺門伝記補録』巻十六「非職高僧略伝」（『大日本仏教全書』第一二七、仏書刊行会、一九八一年）二六六頁

(116)『新古今和歌集』巻二十「釈教歌」（『新古今和歌集』日本古典文学大系、二十八巻、一九五八年）三九一頁

(117)『金剛頂一切如来真実攝大乗現証大教王経』（『大正新脩大蔵経』第十八巻、一九二八年）三一三頁

(118)『萬代和歌集』巻八「釈教部」（『丹鶴叢書』第五巻、一九七六年）三三〇頁

(119)『維摩経』には、漢訳が三本（羅什・玄奘・支謙訳）現存しており、このうち、羅什訳の『維摩詰所説経』が最も広く用いられた。

(120)『維摩詰所説経』（『大正新脩大蔵経』第十四巻、経集部一、一九二五年）五三八頁

(121)『明月記』建暦元年十月二十五日条

(122) 東京大学史料編纂所所蔵『寺門記』下巻、「園城寺長吏次第」（註4）

(123)『白骨観』（『大日本仏教全書』巻二十四、仏書刊行会、一九七八年）二六九頁

(124)『法然上人伝記』（井川定慶『法然上人伝全集』一九五二年）

(125)『高山寺目録』（『高山寺経蔵古目録』高山寺資料叢書第十四冊、一九八五年）四二頁

(126)『吾妻鏡吉川本』三巻、国書刊行会、一九一五年

(127) 吉川本『吾妻鏡』建保四年閏六月廿九日条

(128) 公胤の示寂に、瑞相がみられたのとの記事が、法然伝における公胤の記事にみられる。

(129)『吾妻鏡』建保五年六月二十日条

(130)『三井続灯記』巻九「当寺年表上」（『大日本仏教全書』第一一一、仏書刊行会、一九七九年）二四三頁

(131)『華頂要略』二〇九巻は、青蓮院門跡二十九世の尊真（一七四四～一八二四）が藤原為善に編纂させた青蓮院の寺誌である。原本は、京都の青蓮院に所蔵されている。本稿では、東京大学史料編纂所所蔵の『華頂要略』の写本に依って、引用を試みている。

(132) 青龍宗二「道元禅師と公胤僧正との相見について―特に疑団の問題に関連して―」（『宗学研究』第六号、一九六四年）一三六―一四四頁

(133)『石清水文書』所収「石清水八幡宮田中宗清願文」（『大日本古文書』家わけ第四、石清水文書之二、一九一〇年）四八〇―四九二頁

(134)『天理図書館善本叢書』和書之部「解題」、六十八巻、一九八八年、一七―一八頁

(135) 小林芳規氏の「石清水八幡宮田中宗清願文案に現れた藤原定家の用字用語について」（『鎌倉時代語研究』第三輯）や、田中雅和氏の研究「「石清水八幡宮田中宗清願文」二種（漢字仮名交り文・和化漢文）対照本文」（『鎌倉時代語研究』第二十一輯）等の先行研究がある。

(136)『寺門伝記補録』の補録部分が「東鏡曰」と明記して『吾妻鏡』を引用しているは、△巻五、文治元年十月二十日条・文治元年十月二十四日条△巻六、文治二年三月二十一日条△巻十、建久元年十二月八日条△巻十二、建久二年三月十三日条・建久三年十一月二十五日条△巻十三、建久四年十一月八日条△巻二十二、建保二年四月二十三日条・建保二年四月二十五日条・建保二年五月七日条△巻三十二、嘉禎四年七月十一日条であり、計七巻、十二箇所の引用を確認することができた。

(137)『園城寺伝法灌頂血脈譜』（『園城寺文書』第七巻、教学・教義、二〇〇四年）三七四頁

(138) 東京大学史料編纂所所蔵『華頂要略』巻一四五「諸門跡伝第

六終、中絶之部」

(139)『吾妻鏡』建保七年正月二十七日条

(140)『尊卑分脈』第三編（『新訂増補国史大系』六〇巻、一九八〇年）二九六―二九七頁

(141)県篤岐本『源氏系図』に「公暁、母三浦介義隆女」と記されている。県篤岐本『源氏系図』は、東京大学史料編纂所所蔵の影写本によって確認を試みた。

(142)『吾妻鏡』元久元年七月十九日条

(143)『吾妻鏡』元久二年十二月二日条

(144)『吾妻鏡』建永元年六月十六日条

(145)『吾妻鏡』建永元年十月二十日条

(146)『吾妻鏡』建暦元年九月十五日条

(147)『鶴岡八幡宮寺社職務次第』（『群書類従』第四輯、補任部、続群書類従完成会、一九二九年）四七九頁

(148)『吾妻鏡』建暦三年五月二日条

(149)『吾妻鏡』建暦元年九月二十二日条

(150)『承久軍物語』（『群書類従』第二十輯、合戦部、続群書類従完成会、一九二九年、五一頁）において、「こうげう」と読まれていることから考えると、実際に「こうぎょう」と呼称されていた可能性は高い。

(151)『吾妻鏡』建保五年五月十一日条

(152)『吾妻鏡』建保五年六月二十日条

(153)『吾妻鏡』建保五年十月十一日条

(154)『吾妻鏡』建保六年十二月五日条

(155)『吾妻鏡』承元元年正月二十七日条

(156)『鶴岡八幡宮寺社職務次第』（『群書類従』第四輯、補任部、続群書類従完成会、一九二九年）四八〇頁

(157)『吾妻鏡』建保七年正月二十七日条

(158)『鶴岡八幡宮寺供僧次第』（『続群書類従』第四輯下、補任部、続群書類従完成会、一九二九年）八三六―九一三頁

(159)（註158）静慮坊、八五九―八六〇頁

(160)（註158）円乗坊、八七七頁

(161)（註158）乗蓮坊、九〇九頁

(162)（註158）実円坊、八八四頁

(163)（註158）蓮華坊、八九七頁

(164)『吾妻鏡』建保七年正月二十七日条

(165)吉川本『吾妻鏡』建保七年正月三十日条

(166)『吾妻鏡』建保七年正月二十七日条

(167)『吾妻鏡』承久元年二月十三日条